

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人五島記念文化財団（以下「この法人」という。）の定款第16条、第34条の規定に基づき、役員、評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。ただし、常勤役員については、職務執行の対価として、各年度の総額が1,500万円を超えない範囲で、理事長が理事会の承認を得て定めた報酬額を支給することができる。

- 2 役員等の退任にあたっては、別に定める退任役員慰労金規程に基づき退任慰労金を支給する。

(費用の支給)

第4条 常勤役員の通勤費については、実費を支給するものとする。

- 2 前項の場合を除き、この規程に基づく費用の支給については、役員等旅費規程に定めるものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に

関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。